

平成29年7月24日

八丈島一般廃棄物管理型処分場運営協議会委員
長田隆弘、村田住安、丹下遊、藤井真代 殿

八丈島一般廃棄物管理型処分場運営協議会座長
奥山 拓

臨時運営協議会開催と質問について（回答）

ご質問及びご要望のあった件について下記のとおり回答いたします。

記

1 処分場にて、焼却灰の中に釘が見つかるまでの経緯について

処分場の管理者である東京都島嶼町村一部事務組合に問い合わせたところ、以下のとおり回答がありました。

「5月12日に三宅島村から搬入された焼却灰に未燃焼分が多く混入しており受入基準を満たさない恐れがある旨管理業務受託者から連絡があったので、当組合において受入不適物と判断して三宅島村に返却することとし、返送の手配が整うまで積替え保管場に一時保管させていた。その後、6月15日に、たまたま処分場内の水質調査に訪れていた水海山の緑と水を守る会の長田氏と村田氏が、積替え保管場に一時保管されている当該返却物について管理業務受託者に質問し、自ら内容物を確認しているときに、釘が見つかった旨話しているところを管理業務受託者が耳にした。

当該返却物は6月27日に三宅島村に返送され、その後7月18日に、一連の状況報告のなかで、管理業務受託者が耳にした内容が管理業務受託者から報告された。」

2 ゴミ処理委員会での質問にて町役場は釘混入を知らなかったようですが、島嶼一部事業組合より連絡があり対応を協議したのか教えてください。

東京都島嶼町村一部事務組合からは、7月19日に焼却灰を搬入する各町村に対しこの件についての連絡と受入基準の遵守についての協力の依頼があり、これを受けて、焼却灰を搬入する各町村は、焼却施設からの搬出時の確認、ごみ出しルールの島民への周知徹底等の対応について、東京都島嶼町村一部事務組合と協議する旨であることを承知しています。

3 臨時運営協議会の開催について

東京都島嶼町村一部事務組合に確認したところ、未燃物や異物が多量に混入した焼却灰等の受入不適物の返却は、管理業務として当然行われることであり、また、遮水シートの保護については二重三重の安全対策を取っているため、このことについて特に臨時に運営協議会を開催し協議する必要性はないと考えており、召集を求めるつもりはないとの回答でした。